

第四次産業革命スキル習得講座認定制度（Reスキル制度）

申請手続きのご案内（第18回申請以降）

- マナビDX技術要件審査の必須化・申請方法の変更について -

2026年2月

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課

1 申請概要（IT分野）

【全体の流れ】



【第18回申請からの変更点】

- **マナビDXへの申請が必要となります**
経済産業省への申請(上図②)に先行して、マナビDXで技術要件審査(上図①)に申請し、合格する必要があります。
- **経済産業省への申請方法が変わります**
経済産業省への申請はフォーム入力とします。従来のExcelファイルのメール提出は廃止します。
※厚生労働省の「教育訓練給付金（専門実践教育訓練）」の指定も同一フォームから同時申請が可能です。

【申請手順】

1. **マナビDXへ申請**
マナビDXへ技術要件審査の申請を行います。
2. **経済産業省へ申請**
1を合格後、経済産業省へ第四次産業革命スキル習得講座認定制度(Reスキル制度)の申請を行います。
3. **認定**
1、2の両方を合格することで、Reスキル制度の認定となります。

2 申請スケジュール

① マナビDX
(技術要件審査の申請)

② 経済産業省
(Reスキル制度の申請)

③ 認定

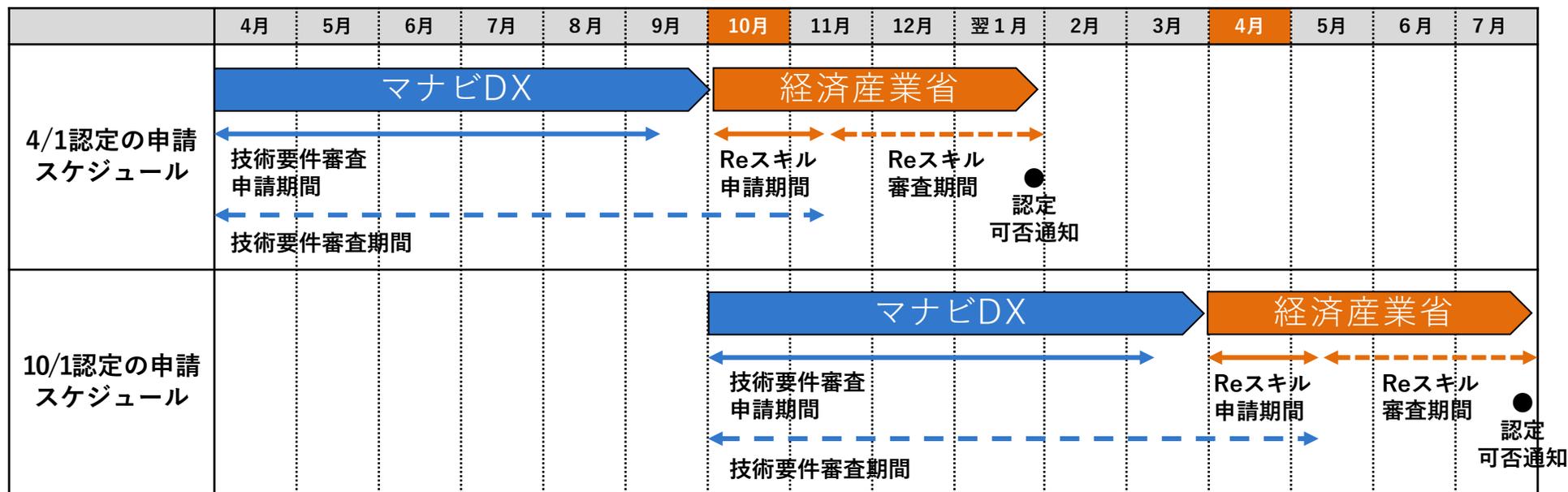
① マナビDXへの 技術要件審査申請 受付期間

経済産業省への申請受付開始日の6月前～申請受付開始日の前月第2金曜日

② 経済産業省への Reスキル申請 受付期間(年2回)

- 4月1日認定：前年の10月上旬～11月上旬
- 10月1日認定：同年の4月上旬～5月上旬

【全体スケジュール】



3 マナビDXへの申請 1/2

【申請フロー】



【申請手順】

- **STEP1 GビズIDの作成**(所要期間2週間)
[デジタル庁HP](#) でGビズIDを作成します。
作成したGビズIDで[マナビDX](#)にログインします。
- **STEP2 パートナー申請・登録**(所要期間約1週間)
講座掲載申請するにはマナビDXのパートナー登録が必要ですので、パートナー申請を行います。
- **STEP3 講座掲載申請**(所要期間約3週間)
パートナーサイト内にて講座掲載申請を行います。
- **STEP4 技術要件審査申請**(所要期間約3週間)
申請期限内にパートナーサイト内にて技術要件審査の申請を行います。

【留意事項】

- STEP1～3は、いつでもお手続きが可能ですので、事前のお手続きを推奨します。
- 技術要件審査申請(STEP4)は、**講座掲載申請(STEP3)の審査結果を待たずに申請可能です。**
講座掲載申請後、続けて技術要件審査申請を行ってください。
- STEP3～4は、申請期限間近の場合、申請が込み合う恐れがあります。**申請締切日の1か月半～2か月前までの申請を推奨**します。
- 既にマナビDXに掲載済みの講座を技術要件審査申請する場合は、STEP4のみ行ってください。

4 マナビDXへの申請 2/2

【技術要件審査申請】



【申請・審査期間】

(4月1日認定に向けて申請する場合)

- 申請期間：前年4月1日～9月第2金曜日^{※1} 17時
- 審査期間：前年4月1日～11月上旬^{※2}

(10月1日認定に向けて申請する場合)

- 申請期間：前年10月1日～3月第2金曜日^{※1} 17時
- 審査期間：前年10月1日～5月上旬^{※2}

※1 祝日の場合は、その直前の平日とする
※2 審査期間の終期はReスキル制度の申請締切日

【申請書類】

マナビDX上の提出用オンラインストレージに以下の申請書類をアップロードします。

- 申請書様式第1号～7号 (Excelファイル) 
※技術要件審査に必要な項目のみ記載
- 申請講座で使用する教材
- 演習の具体的な実施手順等を示す資料

【留意事項】

- 「技術要件審査の合格」＝「Reスキル制度の認定」ではありません。技術要件審査合格後、経済産業省へReスキル制度の申請・審査を受け、合格することでReスキル制度の認定となります。
- 技術要件審査は従来どおりExcelファイルで申請します

5 経済産業省への申請 1/2

① マナビDX
(技術要件審査の申請)

② 経済産業省
(Reスキル制度の申請)

③ 認定

【申請フロー】



【申請・審査期間】

(4月1日認定に向けて申請する場合)

- 申請期間：前年10月上旬～11月上旬
- 審査期間：11月上旬～翌1月

(10月1日認定に向けて申請する場合)

- 申請期間：同年4月上旬～5月上旬
- 審査期間：5月上旬～7月

※具体的なスケジュールは、申請回毎に本制度HPにて公表

【申請手順】

1. **フォームにより申請**します。
※従来のExcelファイルのメール提出は廃止します。
2. 添付資料はフォーム上でアップロードします。

【添付資料】

- 直近2期の財務諸表
- 直近で実施した申請講座のアンケート結果等を示す資料
- 直近で開講した申請講座の開講実績を示す資料

7 Q&A 1/2

Q1 マナビDXでの審査と経済産業省での審査の違いは何ですか？

マナビDXでは、主に民間企業出身者の審査員が、申請講座のレベル感(ITSS 3以上であるか否か)や、申請分野・講師の適切性について、申請書や教材、演習等を確認し、実際のビジネス現場でも活用できる職業実践性が十分に担保されているかという点を念頭に、所定の要件を満たしているか審査します。

経済産業省の一次審査では申請事業者の事業実績や申請講座の開講実績、財務状況等について、申請内容や開講実績資料、アンケート結果等を確認し、所定の要件を満たしているかを審査します。また、二次審査の外部有識者審査では、主に学識経験者の審査員が、講座内容が真に産業界のニーズに沿ったものであるかどうかなど、公正・中立かつ客観的な観点から総合的に審査します。特に、DSS-P*で定められている人材類型(ロール)を念頭に、講座を通じて育成される人材が、当該類型に求められる人材に到達し得るかという点について、専門分野な立場から審査します。

【補足】

事業実績、開講実績の審査は経済産業省の申請時点において審査します。

※マナビDXへの技術要件審査の申請時点で、上記実績が備わっている必要はありません。

Q2 既にマナビDXに掲載している講座について、Reスキル制度の申請を行う予定です。マナビDXで技術要件審査を申請する必要がありますか。

技術要件審査を申請する必要があります。[「マナビDXへの申請1/2」](#)STEP 4からお手続を進めてください。なお、マナビDXにおいては、講座の「掲載延長申請」が必要です。「掲載延長申請」にはマナビDX事務局より発行されるURLが必要になりますので、マナビDX事務局 (manabi-dx-support@ipa.go.jp) にURL発行を依頼してください。

8 Q&A 2/2

Q3 再認定申請予定ですが、技術要件審査を申請する必要はありますか？

技術要件審査を申請する必要があります。

申請講座がマナビDXに未掲載の場合は [「マナビDXへの申請1/2」](#) STEP1から、既に掲載済みの場合はSTEP4からお手続を進めてください。

Q4 申請後、事務局とのやりとりはありますか。

審査の過程において、申請内容を確認するため事務局からヒアリングや補正依頼を行う場合があります。その際、事務局より回答期限を設定した上で、各申請事業者様に対応をお願いする場合があります。審査を円滑に進めるため、期限を厳守の上、御対応ください。

Q5 GビズID・パスワードが不明のため、マナビDXにログインできません。

GビズIDに関するID・パスワードについてはデジタル庁で管理しておりますので、以下へお問い合わせください。

リンク先：[GビズIDご意見・お問合せ（デジタル庁）](#)